

市民の皆様からの御意見を募集しています。



第2次

**京都市生活安全（防犯・事故防止）
基本計画【改定版】案**

第10次

京都市交通安全計画 案

京都市では、市民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりに向けて、平成28年度中に「第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画」の中間見直しを行うとともに、新たに「第10次京都市交通安全計画」の作成に向けて、検討を進めています。

この度、京都市生活安全施策審議会をはじめとする関係機関との御議論等を経て、それぞれの計画の案を作成しました。犯罪や交通事故が少ない安心・安全なまちの実現に向けて互いに密接に関連する両計画案について、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

募集期間

平成28年12月12日（月）～ 平成29年1月19日（木）※ 必着

【目次】

- p1～2 計画の概要について
- p3～6 第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画【改定版】案（概要版）
- p7～10 第10次京都市交通安全計画案（概要版）
- 裏表紙 提出方法、送付先、御意見・個人情報の取扱いについて

※ リーフレットの中に、意見記入用紙を挟み込んでありますので御活用ください。

第2次

京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画とは・・・

「京都市生活安全条例」に基づき、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するための、「市民及び観光旅行者等の安全の確保に関する基本的な計画」として、学識経験者や各種団体の代表、市民公募委員等で構成する京都市生活安全施策審議会への意見聴取を行ったうえで、策定した計画です。

平成23年度～平成32年度までの10年間の計画であり、計画策定以降、地域における犯罪や事故を未然に防止することを目的に、様々な生活安全施策を推進してきました。

今回、中間年度となる平成28年度に、第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画の中間見直しを行います。

第10次

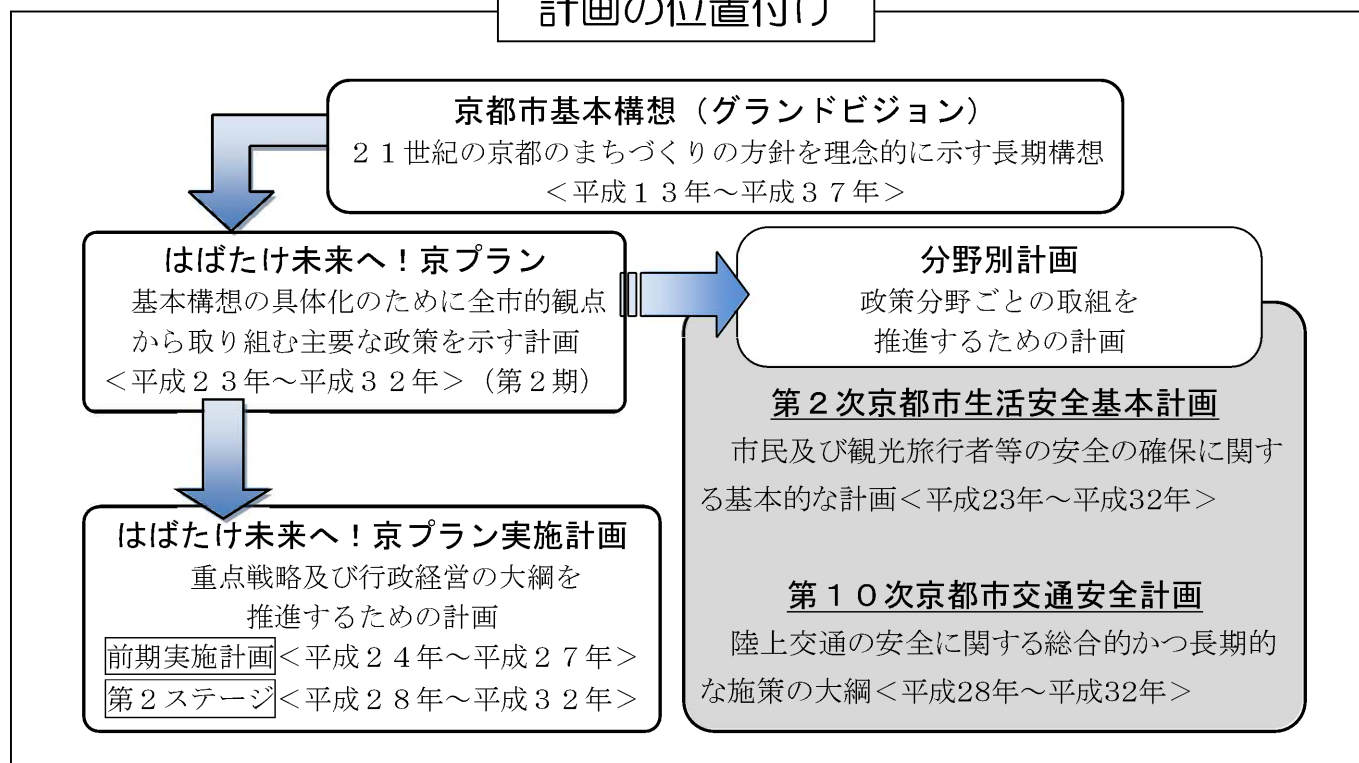
京都市交通安全計画とは・・・

「交通安全対策基本法」及び平成25年度に制定された「京都市交通安全基本条例」に基づき、京都市域における5年間の陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱として、国の関係地方行政機関、京都府、京都府警察、京都市の職員で構成する京都市交通安全対策会議が作成する計画です。

本市では、昭和46年から9次45年間に渡り、5年毎に交通安全計画を作成し、関係機関・団体と協力した対策を進めてきました。

今回、第9次計画の計画期間の終了に伴い、第10次京都市交通安全計画を作成します。

計画の位置付け

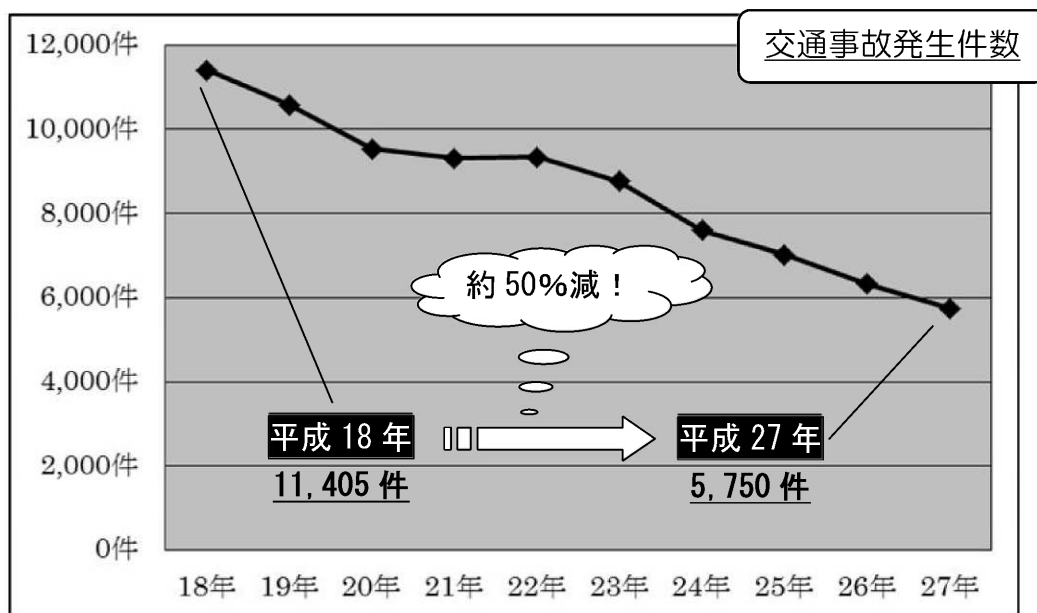
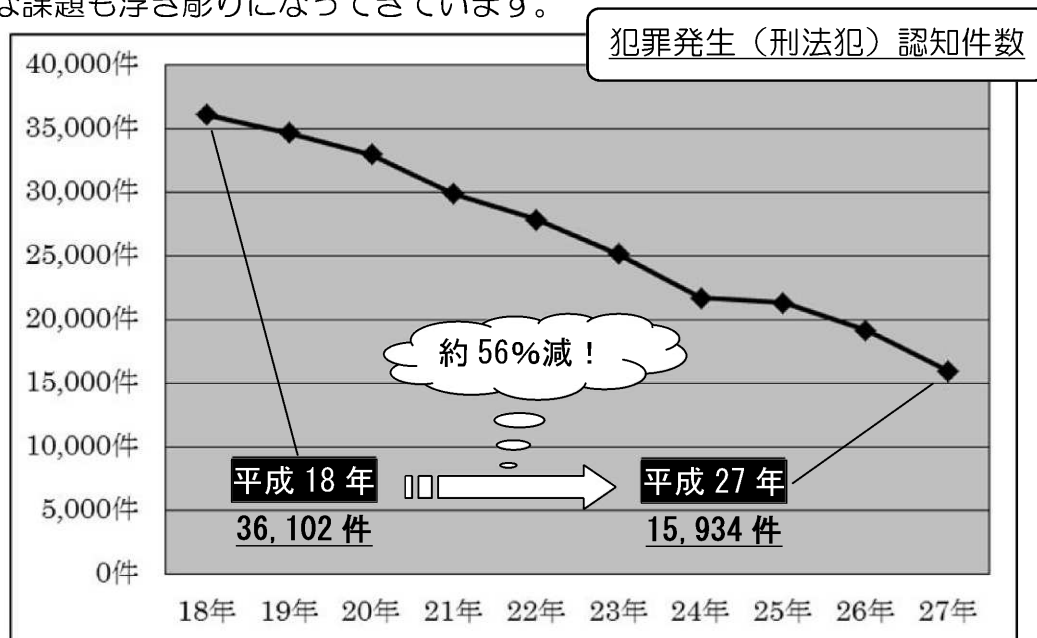


相互に連携する2つの計画

「生活安全（防犯・事故防止）」と「交通安全」の2つの計画は密接に関連しており，効果的に推進するため，成果指標や施策を共有するなど，相互に連携しています。

現状は・・・

2つの計画に基づく取組の結果，過去10年間で，年間の犯罪発生（刑法犯）認知件数は半減以下，交通事故の発生件数は約半減と，いずれも大きく減少しています。一方で，特殊詐欺など犯罪の多様化・巧妙化や，高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化する等，新たな課題も浮き彫りになってきています。



犯罪や交通事故が少ないまちの実現に向け，さらに効果的に推進するために，市民の皆様の安心・安全に関わる2つの計画の改定案に対する御意見を募集します。

第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画 【改定版】（案）の概要

計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
------	-----------------------

対象範囲	犯罪と事故の防止
------	----------

見直しの趣旨	成果指標（10年後（平成32年）の目標）の一部を前倒して達成していること、また、特殊詐欺の多発など市民の皆様を取り巻く情勢が変化していることから、成果指標の目標値や生活安全の取組方向をはじめ、計画の見直しを行います。
--------	--

1 計画の見直し背景

見直し背景① ～成果指標の推移～		
犯罪発生（刑法犯）認知件数		
目標値 (見直し前)	2万件台半ば	● 現況値 15,934件 ● 平成32年までの目標値を前倒し達成 ● 平成22年（計画策定前）と比較して約43%減少
交通事故による死者数		
目標値 (見直し前)	25人以下	● 現況値 35人 ● 平成32年までの目標値『25人以下』は未達成 ● 平成22年（計画策定前）と比較して約13%減少
交通事故による死傷者数		
目標値 (見直し前)	8,400人以下	● 現況値 6,886人 ● 平成32年までの目標値を前倒し達成 ● 平成22年（計画策定前）と比較して約38%減少
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合		
目標値 (見直し前)	50%以上	● 現況値 46% ● 平成32年までの目標値『50%以上』は未達成 ● 平成22年（計画策定前）と比較して7%増加

見直し背景② ～市民アンケート調査の結果（主な内容）～	
犯罪・事故にあう可能性について	分析結果 「非常に高くなった」「高くなった」「変わらない」が全体の8割を超えた。
地域で防犯・事故防止面での協力の必要性について	分析結果 「感じる」「どちらかと言えば感じる」の回答割合が全体の8割を超えた。
地域の防犯活動への参加について	分析結果 地域の防犯活動に参加していると回答した方は、約25%にとどまる。

2 計画の見直し視点

成果と課題	
成果	● 成果指標の目標値の一部を前倒しで達成 （犯罪発生（刑法犯）認知件数及び交通事故死傷者数） ● 高い防犯意識の醸成 （防犯・事故防止面で地域の協力必要性を感じている市民の割合が8割超）
課題	● 取組成果が市民の皆様の安心安全の実感に繋がっていない。 （犯罪や事故にあう可能性が高いと感じる市民の割合が8割超） ● 高い防犯意識の醸成が、実際の地域防犯活動に繋がっていない。 （地域の防犯活動に参加している市民は、3割未満）

3つの見直し視点	
成果指標の見直し	前倒しで達成している成果指標については、新たな目標値を設定 ※ 犯罪発生認知件数は、「はばたけ未来へ！京プラン実施計画第2ステージ」と、交通事故に関する数値は、「第10次京都市交通安全計画（案）」とそれぞれ整合性を図る。
市民の安心感の醸成	犯罪発生（刑法犯）認知件数等の全体件数減少だけにとらわれることなく、子どもや高齢者、女性の安心安全対策を重視
地域防犯活動の参加促進	地域コミュニティの活性化を推進及び学生やNPO等の地域防犯活動の参加を促すなど、新たな担い手の創出

3 将来像・平成32年度までの目標・重点戦略

将来像	← 現行計画から継続
「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」	

平成32年度までの目標	← 新たな目標値を設定		
指標	現況	目標値	
		見直し前	新目標値
犯罪発生(刑法犯)認知件数	15,934件	2万件台半ば	15,000件以下
交通事故による死者数	35人	25人以下	20人以下
交通事故による死傷者数	6,886人	8,400人以下	5,200人以下
「自治会などの事故や犯罪を防ぐ取組により、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	46%	50%以上	50%以上 ※変更なし

基本的な考え方	← 一部見直し(連携ネットワークの「確立」から「充実」へ)
～将来像の実現を目指して3つの基本的な考え方～	
自らを守る意識の高揚	生活安全の出発点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守っていく」です。
連携ネットワークの充実	市民の皆様、地域団体(自治会など)、事業者が互いに連携したうえで、区役所や学校などの関係機関とも連携しながら、一体として生活安全活動に取り組む必要があります。
区が共汗でバックアップ	連携ネットワークの活動に対して、区役所、学校、警察署等が融合・連携を図るなど、区役所・支所が共汗でバックアップする必要があります。

重点戦略	← 現行計画から継続
～将来像を実現するために重点的に取り組むべき3つの戦略～	
生活安全施策のベースは、地域コミュニティ活性化	地域住民の繋がり希薄化や地域力の低下が懸念されていることから、地域コミュニティの活性化を図り、共助を高めていきます。
生活安全を切り口とした、地域活動の活性化	地域の防犯活動などの取組に、必要な人的、財政的支援等を行い、地域の防犯等の定着を図ります。
NPOなどの市民活動団体や大学生への支援と連携	NPOや学生が行う防犯活動との連携は、地域の防犯活動の強化にも繋がることから、多様な人材を取り入れることを目指します。

4 生活安全の取組方向

啓発・担い手育成		← 現行計画から継続
「自らを守る意識を高める」ための啓発活動 - 地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出		
市民の自主的活動		← 現行計画から継続
地域の安心安全に関わる様々な課題に取り組む自主的活動への支援		
対 象 別 安 全 施 策	子ども・若者	← 現行計画の「乳幼児・児童・生徒」と「青少年」を統合
	行政、地域、家庭、学校等が緊密に連携し、子ども・若者への施策を推進	
	高齢者	← 現行計画の「高齢者、障害のある人」を分割
	特殊詐欺対策などの高齢者の安全確保のための啓発等の推進	
	女性	← 新たな分野の追加
	女性や子どもが被害にあいやすい性犯罪・性暴力対策の推進	
	障害のある人	← 現行計画の「高齢者、障害のある人」を分割
	犯罪や事故に遭遇する危険性が低減するよう、広報啓発活動を推進	
	観光旅行者など	← 現行計画から継続
	観光旅行者等が安心して観光・滞在できる環境づくりの推進	
交通安全		← 現行計画から継続
「交通安全基本条例」等に基づき、交通安全の確保に関する施策を総合的に実施		
被害者支援		← 現行計画から継続
「犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の回復・軽減のための支援策等の実施		
犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり		← 現行計画から継続
犯罪や事故が発生しにくい環境づくりに着目したハード面での対策を推進		
犯罪や事故発生時の緊急体制		← 現行計画から継続
犯罪や事故などの発生時に迅速な対応が取れるよう緊急体制の整備を推進		

5 計画の推進・進化

計画の推進	
毎年度、本計画に基づく「実施計画」を策定し、生活安全に関する事業を着実に実施。	
計画の進化	
注力すべき取組を柔軟に変更するとともに、社会経済情勢の変化や将来像の実現に向けた戦術の変更などにより目標値も柔軟に見直す。	

第10次京都市交通安全計画（案）の概要

～交通事故のない安心・安全なまち 京都を目指して～

計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間

※すでに計画年度の期間中ですが、国が作成する「第10次交通安全基本計画」や京都府が作成する「第10次京都府交通安全計画」に基づくこととされているため、この時期に作成します。

計画の基本的考え方

交通事故のない社会を目指して

「京都市交通安全基本条例」（平成25年7月施行）に掲げる「人命の尊重」や「歩行者、自転車利用者及び公共交通を優先するまちづくりの実現」という基本理念に基づき、交通事故被害者の存在にも思いをいたし、悲惨な交通事故の根絶を図っていきます。

計画の目標※1

平成32年までに、
交通事故による年間の24時間死者数※2 20人以下
年間の死傷者数 5,200人以下

※1 国の第10次交通安全基本計画の数値目標の削減率に準じて設定

※2 交通事故発生から24時間以内に死亡した者の数

道路交通事故の現状

1 発生件数、死傷者数は減少傾向

京都市内の交通事故は、昭和44年のピーク時から大幅に減少しましたが、平成27年中の発生件数は5,750件、死傷者数は6,886人と、未だ厳しい状況にあります。

2 交通事故死者に占める高齢者及び歩行者の割合は依然として高い

交通事故により亡くなられた方は、平成18年には45人でしたが、平成27年は35人となり、増減はあるものの、横ばいから減少傾向にあります。

一方で、65歳以上の高齢者の割合が非常に高く、平成27年では全死者数の約37%を占めています。また、歩行中に交通事故で亡くなられた方の割合は全死者数の約半分を占め、平成27年では約46%となっています。

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
全死者数(A)	45	38	34	37	40	47	45	34	21	35
うち高齢者(B)	18	16	17	19	14	24	17	13	8	13
高齢者の割合(B/A)	40.0%	42.1%	50.0%	51.4%	35.0%	51.1%	37.8%	38.2%	38.1%	37.1%
うち歩行者(C)	20	13	13	15	15	22	22	13	7	16
歩行者の割合(C/A)	44.4%	34.2%	38.2%	40.5%	37.5%	46.8%	48.9%	38.2%	33.3%	45.7%

今後の道路交通安全対策を考える視点

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき事項

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

- 身近な道路の安全性の確保や地域における見守り活動の充実などを行います。
- 高齢者や子ども自身の交通安全意識の向上及び交通ルール理解の促進を図ります。
- 高齢運転者が事故を起こさないための対策を強化します。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

- 歩道の整備等による歩行空間の確保や歩行者、自転車、自動車の異種交通の分離を行います。
- 自転車利用者に対する交通安全教育の充実を図ります。

(3) 生活道路における安全確保

- 路面標示やハンプ※の設置、交通指導取締りの強化等による自動車の速度抑制策を実施します。
- 通過交通の防止のため、外周幹線道路における交差点改良や交通流の円滑化を推進します。

(4) 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 **本市独自**

- クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換します。

※ 道路を凸型に舗装し、事前にこれを見たドライバーがスピードを落とすことをねらったもの

2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- これまでの対策では抑止が困難であった安全運転義務違反等に起因する交通事故について、発生地域、場所、形態等の情報に基づいて分析し、よりきめ細かな対策を実施します。

(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

- 交通事故の実態をタイムリーかつ正確に周知し、地域住民の交通安全対策への関心をより一層高め、地域における安全・安心な社会の形成に積極的に参加する意識を醸成します。

(3) 先端技術の活用推進

- 運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を防止するため、安全運転を支援するシステムや事故発生時にいち早く救助・救急を行えるシステムなどの活用を推進します。

講じようとする施策

1 京都市の地域特性を踏まえた施策の重点化 本市独自

異種交通の分離対策

都心部の交通量の多い細街路や通過交通の多い生活道路、観光地の道路等においては、歩行者、自転車、自動車等の異種交通が交錯し、事故が発生する危険性が高いことから、それらを分離する対策を講じ、「歩行者」や「自転車」、中でも「高齢者」、「子ども」、「障害者」の安全を一層確保します。

人によるエラーの低減

安全不確認など安全運転義務違反による交通事故は、高齢運転者の増加等により他の違反と比較して減少傾向が緩やかであり、また件数も多いことから、更なる交通事故削減のため、新技術の活用や再教育など運転者の不注意や操作ミスに対する対策を講じます。

地域力を活かした交通安全対策

高齢者や子どもは、自宅近くや通学路で交通事故に遭うことが多いことから、地域住民と警察等の関係機関が一体となった見守りや啓発活動、危険箇所の把握等に取り組みます。また、地域特性に応じた対策の実施と地域住民の交通安全意識の向上のため、交通事故情報をよりきめ細かくタイムリーに周知します。

「歩くまち・京都」の推進

「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現に向けた公共交通の利便性の向上や安全で快適な歩行空間の創出に取り組みます。特に、自動車利用の効率化やパークアンドライドの充実、自発的な交通行動の転換を促すモビリティ・マネジメントを推進します。

2 施策の体系

○ 道路交通の安全対策

1	<u>道路交通環境の整備</u> ● 幹線道路等と生活道路の機能分化を進めるとともに、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図る。
2	<u>交通安全思想の普及徹底</u> ● 心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。
3	<u>安全運転の確保</u> ● 高齢や運転環境の変化に応じた運転者教育等の充実、ICTを活用した道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。

4	車両の安全性の確保 ● 先進技術の活用を更に充実し、交通事故の未然防止と被害軽減を図る。
5	道路交通秩序の維持 ● 交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族対策の強化等を通じ、道路交通秩序の維持を図る。
6	救助・救急活動の充実 ● 救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。
7	被害者支援の充実と推進 ● 犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。
8	調査研究の充実 ● 有効かつ適切な交通対策を講じるため、研究開発の推進と総合的な調査研究の充実を図る。
9	環境に配慮した交通対策の推進 本市独自 ● 不要不急の車利用の抑制、共同配送やカーシェアリングなど自動車の効率的な利用、エコドライブの普及を推進する。
10	京都市自転車安心安全条例の推進 本市独自 ● 「京都・新自転車計画」に基づき、自転車走行環境やルール・マナー等の「みえる化」を推進するとともに、自転車賠償責任保険等の加入を義務化する。 <目標値> 年間の自転車事故発生件数: 1, 000件以下

○ 踏切道における交通の安全対策

● 踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、緊急に対策が必要な踏切道を中心に、立体交差化、構造の改良、保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施する。
--

○ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 本市独自

1	公共交通の再編強化 ● 公共交通のネットワークを強化し、すべての人が、快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進する。 ● バリアフリー化などにより、人にやさしい旅客施設等を整備する。
2	歩行者優先のまちづくり ● 無電柱化やユニバーサルデザインの推進と併せて、道路空間の再構成を行うことにより、安心・安全で快適な歩行空間を創出する。
3	歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換 ● 人と公共交通優先の行動規範を明確にした「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発を推進する。 ● 「クルマに頼り過ぎない暮らし(スローライフ)」を大切にするライフスタイルへの転換を促す「スローライフ京都」大作戦(プロジェクト)を推進する。

計画（案）の全文は、以下の
ホームページに掲載しています。



（市民意見募集（パブリック・コメント）一覧ページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/0-Curr.html>

（くらし安全推進課）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-6-0-0.html>

※ 意見応募フォームへリンクしています。

提出方法

- **郵送、FAX又は電子メール**
（上記のURLからメールフォームによる提出も可能です。）

※1 様式は自由です。この冊子に挟み込んでいる用紙を御利用いただいても結構です。
※2 電子メールで提出される場合は、直接テキスト形式で御意見を入力してください。
※3 提出いただいた書類は返却いたしません。

送付先・問い合わせ

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 421 京都朝日会館 4 階

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課

TEL 075-222-3193 FAX 075-213-5539

E-mail kurashianzen@city.kyoto.lg.jp

御意見・個人情報の取扱い

- ① この意見募集で収集した個人情報は、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ② 意見募集終了後に、御意見の概要及び御意見に対する本市の考え方を取りまとめ、京都市情報館（京都市役所のホームページ）で公表いたします。
- ③ 頂戴した御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出ください。

